

平成30年度 第1回北海道東部の竪穴住居跡群調査懇談会 議事概要

1 日時及び場所

日時：平成30年10月8日（月・祝） 13時00分から16時30分

場所：北見市常呂町多目的研修センター1階 小ホール（北見市常呂町字土佐2番1）

2 出席者

<構成員：4名>

A. A. ワシリエフスキー サハリン国立大学考古学・民族誌学研究所教授

佐藤宏之 東京大学大学院人文社会系研究科考古学研究室教授

福田正宏 東京大学大学院人文社会系研究科考古学研究室准教授

熊木俊朗 東京大学大学院人文社会系研究科附属常呂実習施設准教授（座長に選出）

<竪穴群の調査に関係を有する者：13名>

北見市教育委員会

文化財課長 平田喜代実

同課文化財・博物係主任 中村雄紀

同課総務係主事 太田敏量

常呂教育事務所ところ遺跡の森所長 桑島直樹

同管理係長 山田 哲

同管理係主事 市川岳朗

網走市立郷土博物館長 米村 衛

斜里町立知床博物館学芸主幹 松田 功

湧別町教育委員会社会教育課ふるさと館JRY・郷土館学芸員 林 勇介

厚岸町海事記念館主幹 熊崎農夫博

根室市歴史と自然の資料館学芸主査 猪熊樹人

標津町教育委員会管理課主幹 小野哲也

中標津町教育委員会生涯学習課長 山宮克彦

<北海道教育委員会：4名>

西脇文化財調査グループ主幹 ほか

<傍聴者：なし>

3 話題提供及び意見交換

<話題提供>

ワシリエフスキー教授が「サハリン州における竪穴群の調査と保護について」と題して話題提供を行った。

- ・竪穴を伴う遺跡は、特にアムール下流域、サハリン、道東・道北、千島列島、カムチャッカ半島で確認できる。
- ・サハリン島南部では河口部付近に立地する竪穴が多いが、北部・中部では河口から50kmの上流部に立地することも少なくない。
- ・竪穴の平面形には円形、隅丸方形、多角形（五・六角形）などがあり、時代や文化で異なる。深さは住居の機能（夏用・冬用）に関連すると考えられる。
- ・発掘調査によって竪穴での暮らしや習慣等の情報を得ることで、研究だけではなく教育や観光面にも寄与できる可能性がある。

<意見交換Ⅰ：竪穴群調査の成果と課題について>

正しい情報に基づいた竪穴群の適切な保護と活用を進めるため、これまでの調査の成果や今後の課題について意見交換を行った。

- ・事務局から、昨年度まで実施した第1次調査計画の成果として、総合調査で作成したオホーツク・宗谷・留萌管内の竪穴群データベースから、竪穴の大半が擦文文化に属するとみられることなどを説明した。
- ・厚岸町熊崎主幹から、道指定史跡「神岩砦跡及び竪穴群」の事例が紹介され、交通・地形等の条件によって立ち入りが困難な遺跡でのドローン等を用いた調査への期待が述べられた。
- ・網走市米村館長から、国指定史跡「最寄貝塚」では、史跡整備のための調査を通じて、河口部に面した住居群や墓地・貝塚等、オホーツク文化の集落の構造がかなり解明されていることが紹介された。
- ・根室市猪熊学芸主査から、トーサムポロ湖東岸墳墓群等での擦文文化期の墓の調査事例が紹介され、いまだ詳細が分かっていない当該期の墓制の実態解明の必要性が指摘された。
- ・ワシリエフスキー教授から、サハリン島の集落数には年代や文化区分による変化があること、また、ウグリゴールスク（旧恵須取）や北サハリンの墓の調査事例が紹介された。
- ・熊木座長から、時期ごとの住居の形態や集落の構造など、従来の調査でかなり解明された部分もあるが、住居と埋葬の関係や、立地を異にする集落間の関係、オホーツク文化と擦文文化の交替過程など、竪穴群が形成された歴史・文化的過程の説明のためには、さらなる調査研究が必要であるとの見解が示された。また、竪穴の数や時期等の基礎的な情報を得るための調査を続けるとともに、竪穴群を有する自治体が連携して調査成果の共有を図ることも重要であろうとの意見があった。

<意見交換Ⅱ：竪穴群の価値の明確化について>

竪穴群の適切な保護のために、その価値をどのように明確化して社会に訴えることが適当なのかについて意見交換を行った。

- ・北見市山田係長から、国指定遺跡「常呂遺跡群」での調査研究及び保護・活用の取り組みが紹介された。また、竪穴群の本質的価値は、個別の遺跡だけを保護し調査研究すれば十分に明らかにできるというのではなく、同様のあるいは近縁の歴史と文化を持った地域間が協力して調査研究及び保護・活用することが重要ではないかとの指摘があった。
- ・標津町小野主幹から、国指定史跡「標津遺跡群」では、小規模な発掘調査だが、あらゆる時代の遺構・遺物が確認されており、文字を持たないアイヌ民族の歴史を示す、という発信をしている。また、地域史の中に位置付けることに注力した調査を行い、遺跡群が現在の住民にとってどのような意味を持つのかの理解を深めるよう努力をしていることが紹介された。
- ・佐藤教授から、文化財保護法では「文化財は国民共有の財産」であり、保護行政上は民族を区別して取り扱うことは想定されていない。一般論として、遺跡の価値と民族の歴史との関係は国によって大きく異なる。文化財行政上の取扱いのための普遍的な価値基準は存在せず、自分で考えるということになるだろうとの意見があった。
- ・ワシリエフスキー教授から、ロシアの法律では100年以上の歴史があるものは文化財として保護の対象となることが紹介された。
- ・熊木座長から、遺跡は誰のものか、誰にとって重要なのか、誰が管理すべきなのか、という問題に対して、世界遺産のように人類にとっての普遍的な価値を問う立場は答えの方向性の一つである。竪穴群調査にあたっては、地域のアイデンティティ、歴史の負の側面、先住民族問題なども意識しながら、遺跡の持つ普遍的な価値をも考えていく必要があるとの意見があった。